

■令和7年度第2回（第343回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和7年7月29日（火） 午前10時20分～午前10時45分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、新屋副市長、水道事業管理者、教育長
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、消防局長、総合政策監

【議 題】 耐震性防火水槽の整備促進について

< 提案説明 >

耐震性防火水槽の整備促進について、消防局より次のような説明があった。

- ・ 今回の審議事項は2点。1点目が「消防局における耐震性防火水槽整備数」を年2基から5基に拡大してよいか、2点目が、開発行為を行う事業者への耐震性防火水槽の設置基準を強化する方向で「さいたま市消防水利整備基準」を改定してよいか、についてご審議いただくもの。
- ・ 防火水槽とは、消防法に規定する水利施設であり、消火用水を常時貯水しているもので、消防局では耐震性を有する防火水槽を年2基程度整備している。
- ・ 防火水槽には消防局が管理する公設の防火水槽と、民間事業者等が設置する私設の防火水槽がある。
- ・ 地震火災の教訓として、震災時には消火栓が使用できない恐れがある。火災が同時多発し、延焼拡大すると大規模な市街地火災へと発展してしまう可能性がある。能登半島地震で発生した輪島市大規模火災も、火災を初期で消火できなかったため、大規模に延焼拡大したものの。
- ・ 首都直下地震等の発生リスクに鑑みると、耐震性防火水槽の整備促進は本市において必要不可欠なものと考えている。
- ・ 本市に最も影響を及ぼす地震は「さいたま市直下地震」が想定されており、44,900棟が焼失するとの被害想定が出されている。また、国からも、「各消防本部において、大容量の耐震性貯水槽の整備などの対策を講じておく必要がある。」との見解が示されている。
- ・ 8頁と9頁では、本市における現状と課題を整理。消防局では延焼リスクの高い地域を優先的に、年2基程度整備している。また、民間事業者による開発行為として、市街化調整区域等の郊外に年4基ほど設置している状況である。
- ・ しかしながら、本市の防火水槽は年に全体で約8基減少しており、特に、民間事業者の私設防火水槽は、事業撤退等で設置数よりも撤去数が大きく上回っており、市全域で減少傾向にあるという課題がある。

- ・このような現状と課題を踏まえ、昨年度、防火水槽整備促進を図る施策を検討することを目的として、「さいたま市消防水利整備基準等改定検討会」を設置した。
- ・委員として、消防防災・都市計画の専門家、市民代表、特に、事業者側の意見として関係団体である不動産・建築士の代表者を選任し、3回検討会を開催した。
- ・検討会の結論を踏まえ、消防局の年間整備数を現行の2基から更に拡大し、延焼リスクの高い地域への適正配置を図っていくことが、課題解決につながるものと考えている。
- ・また、大規模な開発行為に当たって、防火水槽の設置を義務付けるよう基準を改定し、市全域の減少傾向に歯止めをかけ、設置数の回復を図ることとする。両方向からの施策展開によって、課題解決を図っていきたいと考えている。
- ・18頁では、消防局による公設の防火水槽整備数の拡大について整理。延焼リスクの高い地域への耐震性防火水槽の適正配置を短期間で完了させるために、年2基から5基のペースでの整備に拡大したいと考えている。
- ・延焼リスクの高い地域を、一辺500メートルの正方形のメッシュに区分し、各メッシュに必要な水量が充足するように整備を図っていく。現時点では、整備対象のメッシュが63メッシュあり、今後、整備を加速させていきたい。
- ・20頁では、防火水槽の整備基数の違いによる整備完了年を比較。現状の年2基のペースでは整備が完了するのに約35年かかるが、年5基とすると約15年、2042年までに完了する見込みとなっている。
- ・首都直下地震で想定されるマグニチュード7クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は、70%程度と予測されている。ただし、今後30年間猶予期間があるわけではなく、明日起きるかもしれない。そのため早期に整備していく必要があり、少なくとも年5基以上の整備を目指したいと考えている。
- ・21頁では、延焼リスクの高い地域への整備を完了させるためのロードマップを整理。5年後・10年後・15年後の進捗を示している。
- ・23頁は、政令指定都市の公設防火水槽整備状況を掲載。各都市で防火水槽の数を比較しても傾向や法則性はみられず、地域の実情に応じた方針を定めていくことが重要であるとする。
- ・25頁は、さいたま市消防水利整備基準の改定に関する内容。開発行為に関する民間事業者への整備に関しての法体系は、都市計画法からの派生となり、本市の消防水利整備基準は、そこからの行政指導指針となる。
- ・27頁のとおり、本市の現行基準では、開発区域の全域が、既存の消防水利の有効範囲のみで包含することができない場合、当該未包含部分を包含するために、必要な消防水利を設置しなければならない、ということを定めている。これは国の基準を準用しているのみであり、特段、付加する基準ではない。
- ・28頁では、基準の改定内容を整理。検討会の意見も踏まえ、3,000㎡以上の大規模開発行為には、防火水槽を設置するよう基準を改定することを予定。
- ・3,000㎡とした理由については、本市の紛争防止条例における大規模開発行為を対象事業区域の面積が3,000㎡以上の開発行為と定義していること、開発区域の面積が3,000㎡以上の場合、公園設置など一定の規制を求めていることなどを踏まえ、3,000

m²以上を要件としたもの。

- ・ 開発面積 3,000 m²以上で防火水槽の設置を必要とした場合、過去の実績を踏まえて算出すると、年間 11 基の整備が見込まれる。
- ・ 30 頁では改正案を整理。既存の防火水槽の有効範囲内の場合は、検討会の意見も踏まえ、緩和基準を設ける予定。
- ・ 31 頁は、各政令指定都市の開発行為における指導基準を掲載。本市以外は何らかの要件を定めている状況であり、特に開発面積を要件としている都市が多いのが特徴。
- ・ 33～35 頁では、事業の効果を整理。防災都市づくり計画との相乗効果を図ることによって、市民の安全・安心の確保と、震災に強い都市づくりが可能になると考えている。
- ・ また、防火水槽が年 8 基減少している状況から、年 2 基増加する効果を得られるものと考えている。
- ・ 延焼リスクの高い地域へ短期間で整備を完了することが可能となり、震災時の大規模火災への備えに万全を期することができるものと考えている。
- ・ 36 頁では、今後のスケジュールを整理。9 月に「さいたま市消防水利整備基準改定案」について、議会に報告、10 月以降パブリック・コメントを実施し、年度内に整備基準を改定する。また、1 年間の周知期間及び経過措置期間を設け、令和 9 年 4 月から新基準を施行していきたいと考えている。

< 意 見 等 >

- ・ 防火水槽の重要性は理解したが、溜めている水の管理も含め維持管理はどのように行っているか。維持経費を含めてどうなるか。また、溜めた水は、定期的に排水したり、入れ替えたりしていないのか。
- ⇒ 維持管理の費用は基本的にかからず、水を入れ替えたりする必要もない。通常の維持管理としては、消防職員が日頃から消火栓も含めて、防火水槽の水が減っていないか、漏れがないか等を確認し管理をしている。
また、水については、定期的に消防職員が点検し、藻が生えている場合等には、排水して入れ替えることもあるが、常時地中の水槽内に貯水され、ほとんど外気にさらされることがないため、目立った汚れというものはあまり見られない。なお、昭和 55 年以前に設置された現場打ちコンクリートの老朽化した防火水槽は、長寿命化工事を実施している。
- ・ 整備費用について、まちづくりの方でも、耐震性貯水槽に関連する事業とパッケージが組めれば一部補助対象になる場合もある。どのような場合にも対象となるわけではないが、都市局に確認し、使える補助金があれば活用していただきたい。
- ・ 他の政令指定都市と同等の基準に改定することで、民間事業者に整備をしてもらうことが重要。一方で、基準を改定する以上は、公共側も、進捗ペースを上げる必要があり、公費を増やしていくことはセットだと思う。財源見通しも悪くないので、基本的には進めてよい話だと思う。
- ・ 68 基を公共で整備する一方で、民間事業者が 11 基ずつ整備して、増減合わせると年間 2 基ぐらい増えていくという話だったが、民間の整備状況によっては、必要な基数

は増減することが想定される。68基ありきとして考えるのではなく、実際に必要な箇所を、必要なタイミングで整備していくということによいか。

⇒ そのとおり。

- ・ 68基のうち、整備する土地が決まっていない場所がある。土地は購入するのか、無償貸与を考えているか。

⇒ 整備場所については、公園、未利用地を探していくが、土地が見つからない場合は、用地を取得して整備を進めることも考えられる。

- ・ 今回の意思決定は、あくまで防火水槽の整備を拡充して進めていくことであり、具体的な整備基数を含め、その進め方や整備箇所については、今後の予算編成の中で協議していったほしい。

⇒ そのように考えている。

＜ 結 果 ＞

耐震性防火水槽の整備促進について、原案のとおり了承とする。

ただし、以下の点に留意すること。

- ・ 公設防火水槽の整備拡大については、民間の整備状況等の動向も踏まえつつ、必要な整備基数等について、予算編成過程の中で適切に整理した上で、整備場所については、市有財産を最大限に活用し、できるだけ早期に実現できるよう、効率的な手法を検討すること。
- ・ 国の動向も注視しつつ、都市局等庁内関係課と連携しながら、補助金や市債等を最大限活用し財政負担の軽減に努めること。
- ・ 「さいたま市消防水利基準」の改定については、民間事業者への影響可能性も踏まえ、十分な期間を設け、丁寧な周知に努めること。

＜ 会 議 資 料 ＞

- ・ 耐震性防火水槽の整備促進について